

令和8年熊本地震関連

インフォメーション

罹災証明書、被災証明書の申請を受け付けています

罹災証明書、被災証明書が必要な人は、申請に必要な書類を準備して安全安心課窓口にお持ちになるか、郵送などで提出してください。

各種証明書は即日発行できません。あらかじめご了承ください。申請書類や詳しい手続きなどは市ホームページをご確認ください。

罹災証明書

▼対象

住家(※)に被害を受けた人
※災害発生時、実際に人が居住のために使用していた建物
※カーポート、倉庫、門扉などは対象外

▼申請に必要な書類

- ① 罹災証明申請書
- ② 交付を受ける人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)
- ※代理人が交付を受ける場合は代理人の本人確認書類が必要

③ 写真による被害区分の判定を希望する場合は、被害状況が確認できる写真

被災証明書

▼対象

住家以外の建物(倉庫、カーポートや車庫など)、車両、家財が被災した人

▼申請に必要な書類

- ① 被災証明願
- ② 交付を受ける人の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

※代理人が申請する場合は代理人の本人確認書類と委任状(任意様式)が必要

③ 被災状況が確認できる写真

④ 委任状

申請安全安心課

☎096(248)1555



▲市ホームページ

災害救助法に基づく住宅の応急修理

住宅の応急修理費を支援します。日常生活に不可欠な最小限度の部分を応急的に修理することが目的です。着工前に申請が必要です。

また、既に完了した工事は対象外となる場合がありますので、事前にご相談ください。

▼対象となる世帯

次の全てを満たすこと

- ① 住家が罹災証明書で『準半壊』以上の被害を受け、自らの資力では応急修理ができない
- ② 応急修理を行なうことで、避難所に避難せず自宅での生活が可能になると見込まれる

▼支援の対象となる場所

屋根などの基本部分、ドアなどの開口部、上下水道などの配管・配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に欠くことのできない部分で、緊急に応急修理を行なうことが適当な箇所

▼支援限度額(1世帯当たり)

- ・半壊以上
75万7000円
- ・準半壊
36万7000円

※限度額を超える分は自己負担

▼工事完了期限
10月27日(火)



▲市ホームページ

九州電力電気料金などの特別措置があります

九州電力では令和8年熊本地震で被災した人に対して、電気料金の支払い期日延長などの特別措置を実施します。

▼特別措置の内容

- ・電気料金の支払期日の延長
 - ・電気を使わなかった月の料金の免除
 - ・家屋再建のための電気設備などに関する工事費負担金などの免除
 - ・一時使用できなくなった電気設備に相当する基本料金の免除
- ▼手続き
罹災証明書など被害状況が確認できる書類を準備し、最寄りの九電ネクスト営業所へご連絡ください。

申請九州電力 大津営業所

☎0120(761)383
九州電力 熊本西営業所
☎0120(761)384



▲九州電力ホームページ

災害見舞金のお知らせ

市では、被災した市民に災害見舞金の支給を行なっています。対象となる被害によって窓口が異なります。詳しい支給条件や金額は市ホームページを確認するか、各窓口へお問い合わせください。



▲市ホームページ

▼対象となる被害

- ① 人的被害(死亡、負傷)
- ② 住家、非住家の被害(全壊、半壊など)
- ③ 小売店の商品の被害(生鮮、冷凍食品など)
- ④ 農地、家畜、農業施設の被害

▼見舞金の額(例)

- ① 死亡 20万円、
負傷(全治1カ月以上) 2万円
- ② 住家の全壊 10万円、
住家の半壊 5万円
- ③、④は、被害状況に応じ規定額を支給(上限あり)

▼手続きに必要なもの

- ・全てに共通
災害事由届出書、請求書
- ・①に必要なもの
医師の診断書(写し可)
- ・②に必要なもの
罹災証明書(写し可)
- ・③に必要なもの
被害状況が分かるもの
- ・④に必要なもの

国民年金保険料の特例免除

地震で住宅、家財、その他の財産に損害を受けた場合、本人の申請により国民年金保険料が免除される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼対象

住宅などの財産の被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた人
(罹災証明書で半壊以上の記載がある人)

申請 熊本西年金事務所

☎096(353)0142
健康ほけん課 保険年金班
☎096(248)1275



▲日本年金機構ホームページ

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

災害に便乗した詐欺にご注意

事例1(修理トラブル)

瓦がずれていると業者が訪問。被害の大きかった地区の対応で人手不足だ。応急処置をしておいた方がいい。加入している損害保険で対応できる」というので、保険が下りるならと思い、ビニールシートをかけてもらった。請求された金額を支払った後で保険会社に連絡をしたが、保険は下りなかった。

事例2(義援金トラブル)

公的機関を名乗り「今回の地震で困っている人たちに義援金を送っている」と電話があった。そういったことがあるのだろうか。

事例3(その他)

「地震で困っている人のために皿1枚から買い取ります」と電話があった。被災者の役に立つならいい訪問を承諾した。皿や新品のタオルなどを用意して待っていたが、訪問した業者は「貴金属はないか」と言ってきた。「ない」とはっきり断ったが、震災のための買い取りだと思っていたのに騙された。

解説

事例1

加入している保険によっては保険金の下りない場合があります。すぐに修理を依頼するのではなく、まずは保険会社に確認しましょう。

事例2

公的機関を名乗り信用させ、お金をだまし取る手口です。直接公的機関に確認しましょう。

事例3

災害に便乗して親切心に付けこむ悪質な手口です。
自然災害の発生後は、住宅の修理や保険金や補助金の申請代行など災害を口実にした悪質商法によるトラブルが起こる可能性があります。その場では契約せず、周囲の人に相談するなどして慎重に契約しましょう。

トラブルが生じた場合や不安に思ったら消費生活センターへ相談しましょう。



▲市消費生活センター